

27世介保第1303号
平成28年3月17日

指定地域密着型通所介護事業所管理者 } 様
指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所管理者 }

世田谷区高齢福祉部介護保険課長
(公印省略)

利用者から支払を受けることができる利用料等について

標記については、平成12年3月30日付老企第54号「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(以下「厚生労働省通知」という。)及び平成23年3月11日付22福保高施第2016号・22福保高介第1546号「入所者等から支払を受けることができる利用料について」(以下「東京都通知」という。)により、基本的な取り扱いが示されているところです。

この度、地域密着型通所介護の創設に伴い、区内の多くの小規模な通所介護事業者が平成28年4月より地域密着型通所介護事業者となることから、厚生労働省通知及び東京都通知を基本に、区の解釈を本通知によりお示しすることとしました。

その内容は別紙のとおりですので、今後、法令等及び本通知によりお示しする考え方を御了知の上、利用料等の取扱いについて遺漏のないようお願いいたします。

また、運営規程、利用者との契約内容(契約書及び重要事項説明書)及び掲示等に変更を要する場合は、利用者及び家族等に対して十分な説明を行い、適切に対応するようお願いいたします。

なお、本通知の対象サービスは、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護です。

【お問合せ先】

世田谷区高齢福祉部介護保険課事業者指定・指導担当

電話 03-5432-2294

FAX 03-5432-3042

(別紙)

- 利用者から支払を受けることができる利用料等の考え方について
(地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護)

第1 利用料等受領の根拠規定

以下の根拠によるものが利用者から支払を受けることができる費用であり、それ以外のあいまいな名目の費用の支払を求めることはできない。

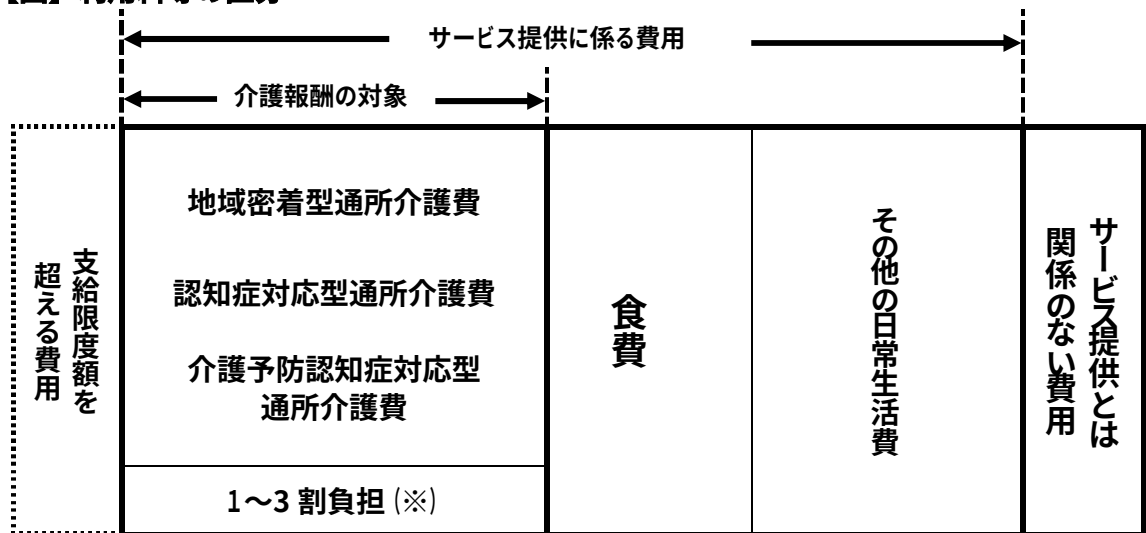
1 地域密着型通所介護

- (1) 世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例(平成25年世田谷区条例第17号。以下「区条例」という。)第60条の7
- (2) 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日付老企第54号。以下「老企第54号」という。)

2 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

- (1) 区条例 第81条で準用する第60条の7
- (2) 世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例(平成25年条例第18号) 第23条
- (3) 老企第54号

【図】利用料等の区分



※平成30年8月以降適用

第2 利用料等の具体的取扱

1 地域密着型通所介護費等に含まれるもの

地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費及び介護予防認知症対応型通所介護費（入浴介助加算等の加算に係る費用も含む。）（以下「地域密着型通所介護費等」という。）は、次に掲げるものをいう。これらについては、利用者の状態に応じて個別に必要なものを含め、別途利用者に負担を求めることはできない。なお、各項目の囲み内は、地域密着型通所介護費等に含まれるものの一例であり、すべてを網羅したものではないことに留意されたい。

ア 利用者の介護（入浴、食事、その他日常生活上の世話）に係る経費

- 入浴・清拭用のタオル類
- 共用の石鹸、シャンプー
- おしぼり、食事用前掛け

イ 利用者又は家族に対する相談、援助、連絡等に係る経費

- 通信費等

ウ 利用者のためのレクリエーション、行事に係る経費

- 一律に提供される教養娯楽に係る経費（共用のテレビ、新聞、雑誌、カラオケ設備使用料等）
- サービス提供の一環として実施し、すべての利用者が参加する行事（誕生会、節句等）に係る経費

※なお、ボランティアや講師等にかかる費用は、地域密着型通所介護費等にも含まれず、また、利用者に請求することもできない。

エ 機能訓練に係る経費

オ 事業所の設備の維持管理に係る経費

カ 事業所の人員及び運営に係る経費

キ 利用に際しての利用者の心身の状況、病歴等の把握に係る経費

ク 要介護認定の申請に係る援助に要する経費

ケ 利用者に対して事業所として必要な措置を行うことに係る経費

2 その他の日常生活費について

(1) 基本的な考え方

ア その他の日常生活費として利用者に支払を求めることができる経費は、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（以下「通所サービス」という。）の提供において供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る経費であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものである。

イ 利用者又はその家族の自由な選択に基づき、事業者がサービスの提供の一環として提供する日常生活に係る経費がこれに該当する。

(2) 介護サービス費との重複徴収の不可

1 に掲げる地域密着型通所介護費等に含まれている経費については、その他の日常生活費として利用者から支払を求めることはできない。

(3) その他の日常生活費に係る留意事項

ア その他の日常生活費の対象となる便宜の提供は、利用者又はその家族等の自由な選択に基づいて行われなければならない。

イ その他の日常生活費の額は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲でなければならない。

ウ その他の日常生活費の対象となる便宜及びその額は、事業者の運営規程において定めなければならない。

エ その他の日常生活費の対象となる便宜及びその額は、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、利用者又はその家族等に対して、事前に文書により十分な説明を行い、同意を得るとともに、事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(4) その他の日常生活費の対象となる便宜

ア 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合

【留意事項】

① 個人用の日用品について

一般的に介護の要不要にかかわらず利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品（歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、利用者の希望を確認した上で提供するものをいう。事業者がすべての利用者に対して一律に提供し、画一的に費用を徴収することは認められない。

② おむつ代、おむつカバー及びこれらに係る洗濯代、廃棄代等おむつに係る費用

※通所サービスにおいては、利用者のおむつに係る費用は保険給付の対象とされていないことから、利用者の希望により徴収することができる。

イ 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合

利用者が希望によって参加するクラブ活動（習字、お花、絵画、陶芸等）や行事に係る材料費等がこれに当たる。

【留意事項】

次のような費用徴収は認められないこと。

①利用者又は家族等への説明、選択（希望）及び同意のない費用徴収

②便宜の提供がない利用者を含めた画一的・一律の費用徴収

③すべての利用者のために一律に提供される教養娯楽活動に係る費用徴収

3 サービス提供とは関係のない費用

利用者又は家族等の希望により提供される便宜であっても、2に示したもの以外は、サービスの一環として提供される便宜とは言えないため、その他の日常生活費ではなく、サービス提供とは関係のない費用として徴収することとなる。

個人の趣味嗜好に関する費用は基本的に利用者負担であり、利用者の希望により便宜的に事業者が提供した場合は、実費相当の範囲内でその費用を徴収できる。

【サービス提供とは関係のない費用として徴収可能な費用の例】

- 利用者が個人用に持ち込んだ電気製品等に係る電気代
- 利用者個人の嗜好に基づくぜいたく品の購入代金
- 利用者個別の希望による個人用の新聞、雑誌等の購入代金
- サービス提供の一環として実施するクラブ活動以外の、個人の趣味的活動に対し提供する便宜に係る費用

4 食事の提供に係る留意事項

- (1) おやつ（個人の嗜好によるものを除く。）を提供する場合には、食事（昼食）、おやつに分けて設定することが望ましい。
- (2) 嚥下困難な高齢者など利用者の特性に応じて食事を提供する場合は、費用（刻み食の調理やとろみ剤等にかかる経費）については、介護サービスの一環として提供されるものなので、利用者から徴収することはできない。